

2面のつづき

急速に進む少子高齢化に歯止めをかけ、活力ある地域づくりを行っていくことは、わが国が取り組むべき大きなテーマであります。本市におきましても、社会保障関係経費の増加や地域経済対策に適切に対応する必要があります。

このため、定住促進の取組を進めているところであります。あきる野版まち・ひと・しごと創生総合戦略における少子化対策や仕事づくりの施策等とも密接に関係して、これから戦略策定の中で、特に20代・30代の若年世代を中心とした意識調査などを進めてまいります。また、全国的に問題となっている空き家対策につきましても、地域の方々と空き家情報の共有を図りながら、物件調査を実施するなど、詳細な現状分析を行ってまいります。その上で、所有者の意向を確認しながら空き家対策特別措置法を踏まえつつ、定住促進との連携を図るなど、有効な空き家対策を具体化してまいります。

さらに、今後増大する公共施設等の更新につきましては、施設ごとに現状の分析を進めているところであり、将来の財政負担の軽減や歳出の平準化を図るとともに、総合戦略における人口ビジョンやまちづくりの施策の方向性との整合を取りながら、計画の策定に取り組んでまいります。

一方、これまでまちづくりに大きく貢献してきた土地開発公社につきましても、土地価格の下落に加え、都市整備事業等もおおむね完了したことから、平成27年度中に解散することについて、三セク債(第三セクター等改革推進債)の起債とともに、今定例会において議会のご承認をいただきたいと考えております。

あきる野市は、いよいよ20歳を迎えます。この記念すべき年に、私は、まち全体で未来を担う子どもたちを育てていくこ

とが重要であると改めて強く感じております。

子ども・子育て支援は、家庭、学校、地域などのあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならないと。

そこで、市として、子どもの育成・危機管理に関する基本方針を策定し、それぞれの地域において、子どもを育て、守るための「地域子ども育成リーダー」の養成などに努めてまいります。地域の大人がしっかりと子どもたちを導き守ることができれば、あきる野の香りがする「あきる野つ子」が育ち、地域の絆が深まってくると、私は確信しております。

また、子どもを不審者や暴力、虐待、薬物などから守るために、市内部に「子どもの危機管理官」を置くとともに、「子どもの危機管理会議」を設置し、地域や関係機関などと連携した迅速な情報収集・提供、対策に取り組んでまいります。

そして、今後、多くのイベントの中で子どもを主役に位置付けて、子どもたちの活躍と飛躍の場所を創り、「子どもが主役のまちづくり」を進めてまいります。

あきる野市が、地域の人々とともに発展し、「あきる野愛」を子々孫々まで受け継いでいくために、地域全体で子どもたちの未来を考え、どんなときも子どもたちを皆で守り育てることができる「ふるさとあきる野」を築いていきたいと思っております。

これこそが、人口減少に歯止めをかけ、全ての人が心豊かに住み続けられる地方創生の原点でもあると、私は確信しておりますので、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。平成27年度の施政方針といたします。

(平成27年度の主な事業と予算は、4月15日号に掲載する予定です)

あきる野市特別支援教育推進計画(案)に対する意見を募集します

教育委員会では、平成26年3月に策定したあきる野市教育基本計画(第2次計画)を踏まえ、あきる野市特別支援教育推進計画を策定します。

この計画(案)について、多くの意見を計画に反映させるため、皆さんの意見を募集します。▽計画(案)の概要 この計画(案)は、あきる野市教育基本計画(第2次計画)の重点施策の一つである「特別支援教育の推進」を受けて、特別支援教育の基本的な考え方を明らかにし、発達障害を含めた特別な支援を必要とする児童・生徒の自立や社会参加に向けた具体的な取組を定めています。

▽計画(案)の閲覧場所 情報公開コーナー(市役所4階、指導室、五日市出張所、中央公民館、各図書館)

障がいのある方へ各種手当などの案内

障がいのある方に対する各種手当・助成制度があります。該当すると思われる方は所定の手続きをお願いします。

▽特別障害者手当 ●対象：重度の障がいのため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方

●身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で、それらが重複している方か、これらと同等の疾病や精神障がいの方(手帳を取得していても可)

※施設入所者と、病院などに3か月を超えて入院している方は除きます。所得限度額超過者は支給停止になります。

●支給額：月額2万6千円

▽障害児福祉手当 ●対象：重度の障がいのため、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の方

※市ホームページにも掲載しています。

▽意見の提出方法 3月16日(月)までに、A4用紙などに、意見と住所、氏名、電話番号を記入し、送付してください(直接提出、ファックス、メールでも受け付けます)。

※電話や窓口での口頭による意見の受付は行いません。

▽その他 提出された意見は、個人を特定できないように編集し、概要などを公表します。個別に回答はしません。

▽提出・問合せ 指導室(〒197-1081 二宮350、直通558・2431、☎558・1560、FAX 201@akiruno-info.tokyo.jp)

後納制度(国民年金保険料の納付期限の延長)

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付すること、将来の年金額を増やすことができる制度です。また、年金

を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。過去10年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

なお、後納制度が利用できる期限は平成27年9月30日までです。早めに申し込んでください。

すでに後納制度を申し込んだ方で、平成17年4月以降の降の後納保険料の納付が済んでいない方は、納付書に記載された使用期限(平成27年3月31日)までに納付してください。使用期限までに納付できなかった方が、平成27年4月以降に納付を希望する場合は、新たな加算額による納付書を発行します。西多摩年金事務所へ連絡してください。

※平成17年3月分以前の後納保険料は、10年を超えるため、平成27年4月以降は納付できません。お問い合わせの際は基礎年金番号が分かるものをご用意ください。

▽問合せ 青梅年金事務所(☎0428・30・3410)

▽心身障害者福祉手当

●対象：次のいずれかの障がいのある方

① 20歳以上で、身体障害者手帳2級以上か愛の手帳3度以上の方と、脳性まひか進行性筋萎縮症の方

② 20歳以上で、身体障害者手帳3・4級か愛の手帳4度の方

③ 20歳未満で、身体障害者手帳4級以上か愛の手帳4度以上の方と、脳性まひか進行性筋萎縮症の方

※65歳以上の新規手帳取得(更新)者、所得限度額超過者、施設入所者を除きます。

●支給額 ①：月額1万5500円 ②・③：月額7千円

▽心身障害者(児)交通費等助成 ●対象：身体障害者手帳3級以上か愛の手帳3度以上の方

※施設入所者を除きます。

●支給額：月額2400円

▽申請・問合せ 障がい者支援課障がい者相談係

JR東日本のダイヤ改正

JR東日本では、3月14日にダイヤ改正を行い、五日市線では、平日の帰宅時間帯に立川・武蔵五日市間の直通列車が増えることや、ホリデー快速あきがわ号の時刻が繰り上げられるなど、利用者の利便性が向上する一方、おおむね午前10時から午後4時までのデラタイムを中心に、運転本数が削減されることとなります。

市では、運転本数の削減による地域住民や事業者への影響が懸念されることから、JR東日本に対し、西多摩地域8市町村の首長で組織する、西多摩地域広域行政圏協議会を通じて運行本数を維持・確保するよう要望書を提出しました。

また、西多摩地区議会からも、本数削減について再検討するよう要望書が提出されています。

▽問合せ 企画政策課

軽自動車税(原動機付自転車、二輪の小型自動車などの)の税制改正について

平成26年度税制改正により、軽自動車税について見直しが行われ、税率が改正となること決定しています(例50cc以下原動機付自転車千円・2千円)。

しかし、平成27年1月14日に閣議決定された「平成27年度税制改正の大綱」で、原動機付自転車及び二輪の小型自動車などの税率の改正が1年先送りとなる方向が示され、現在、国会で審議中です。これにより、平成27年度の原動機付自転車及び二輪の小型自動車などの税率が、据え置きになる可能性があります。

今後、詳細が決まり次第お知らせします。

▽問合せ 課税課市民税係(直通558・1682)

地域防災リーダー 育成講習会参加者募集



市では各町内会・自治会の防災力強化に向けた取組を推進するため、防災・安心地域委員会と共に、平成23年度から地域防災のリーダーとなる人材の育成に取り組んでいます。

この事業は、年5回程度の専門講習や訓練を受け、町内会・自治会から推薦を受けた方を「あきる野市地域防災リーダー」として認定しています。認定された方々には、防災訓練への協力や自主防災組織の会合への参加、自主的な啓発活動など、地域の防災リーダーとして

活動していただきます。また、防災の取組には、女性の参加が不可欠です。女性の方も、ぜひ参加してください。

▽日時 4月18日(出) 午前10時

▽場所 秋川ふれあいセンターふれあいホール

▽内容 地域防災活動の取り組み方や防災リーダーに関する講演

▽講師 瀧本浩一さん(山口大学大学院准教授、特定非営利活動法人ぼうぼうネット理事長)

▽対象 町内会・自治会の役員経験者や消防団OB、消防職員、警察職員、防災士などで、自らリーダーとして活動できる市民

▽定員 170人

▽費用 無料

▽申込み方法 4月3日(金)までに、電話か直接申し込んでください。

▽申込み・問合せ 地域防災課防災安全係